

介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)に関するQ&A

No.	Q	A
1	現在の要介護区分は、要介護1～5、要支援1～2及び自立であるが、総合事業該当者の区分は何になるのか。	総合事業該当者は、「事業対象者」と言う。
2	介護予防サービス計画と介護予防ケアプランとの違いについて伺いたい。	介護予防給付では介護予防サービス計画と言い、総合事業のサービスのみを位置づけるプランを介護予防ケアプランとする。 ※「介護予防ケアプラン」は富岡市独自の名称である。
3	総合事業の対象となるのは、通所介護のみまたは訪問介護のみ、もしくはその両方のみを利用している者だけか。他のサービス(訪問看護や福祉用具)と併用の場合は対象となるのか。	訪問看護や福祉用具等の予防給付を受けている場合でも、通所介護及び訪問介護については総合事業の利用となる。介護予防サービス計画内で総合事業を位置付けることとなる。
4	本人から直接相談があり、要支援が見込まれて通所介護のみまたは訪問介護のみ等の希望が明確である場合は、認定申請をしなくても良いのか。	明らかに要支援1以下が予想され、通所介護週1回、訪問介護週2回のみを希望する場合には、チェックリストを実施して事業対象者として行うことができる。
5	「支給限度額の考え方を採用し要支援1の基準を原則とする」とのことだが、総合事業を利用する要支援2についても要支援1の基準が適用となるか。また、サービス利用料金に関しても同様の考え方か。	要支援認定のある利用者は、認定に応じた支給限度額が適用となる。認定を受けずチェックリストで事業対象者となった場合は、要支援1基準の支給限度額が適用となる。サービス利用料金に関しても前述の考え方である。
6	平成28年1月以前に認定を受け1月以降に認定有効期間が切れる要支援者は、認定期間中、従来同様の保険給付での請求でよいか。また、サービス利用料金に関しても同様の考え方か。	従来同様の介護予防給付請求及びサービス利用料金となる。平成28年1月以降に更新申請をして、改めて要支援者または認定を受けずチェックリストで事業対象者となって、初めて総合事業を利用することができる。
7	デイサービスの定員数について、総合事業のみの利用者は、定員内の人数に含まれるか。	定員内の人数に含まれる。
8	総合事業のヘルパー及びデイサービス利用限度額は、要支援1の基準を原則とあるが、認定結果が要支援2となった場合は、従来の認定同様、ヘルパー週3回、デイサービス週2回の利用ができるか。また、要支援2のサービス利用料金でよいか。	質問のとおりで良い。
9	ケアマネジメントにおける人数換算について。要支援者は2名で1件の換算となっているが、総合事業の方(介護予防ケアマネジメント)についてはどのような換算になるのか。また、介護支援専門員の担当件数(逓減制)に含まれるのか。	介護予防ケアマネジメントについて、居宅介護支援費の逓減制には含めないため、人数換算の必要はない。
10	請求明細書のひな形は、インターネットからダウンロードできるか。	現在は群馬県国民健康保険団体連合会HPよりダウンロードできる (http://gunmakokuho.or.jp/care/form/)。 ※富岡市においてもHP内にて掲載予定
11	第2号被保険者は総合事業を利用できるか。	総合事業の対象となるのは、第1号被保険者のみである。第2号被保険者で要支援認定を受け、訪問介護や通所介護を利用する場合は予防給付となる。第2号被保険者については、要支援認定を受けていれば総合事業のサービスが利用できる。

介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)に関するQ&A

No.	Q	A
12	総合事業を開始していない市町村に居住する要支援者が、富岡市内のサービス事業所における通所介護及び訪問介護を利用する場合、どのような手続きが必要となるか(住所地特例者を除く)。	介護予防支援となり、従来通り予防給付での通所介護及び訪問介護は利用できる。但し、富岡市が定めた総合事業のサービスは利用できない。請求に関しても同様の考え方である。
13	富岡市の施設に住所のある住所地特例対象者で、保険者市町村が総合事業を実施していない場合は、総合事業のサービスを利用することができるか。また、どのような手続きが必要か。	保険者市町村の総合事業実施状況を問わず、富岡市の総合事業を開始できる。但し、サービス利用前に富岡市地域包括支援センターに必ず相談すること。
14	富岡市に住所のある事業対象者及び要支援者が、他市町村の訪問介護や通所介護を利用する場合は、総合事業となるのか。	富岡市に住所のある事業対象者及び要支援者については、他市町村の保険者の総合事業実施状況を問わず、総合事業での利用となる。但し、他市町村の事業所の場合には、その事業所が富岡市の事業所指定を受けている必要がある。平成27年3月31日以前に介護予防サービス事業所としての指定を受けている事業所については、総合事業のみなし指定を受けているものとし、他市町村であっても指定申請の必要はない。
15	これまで予防給付のヘルパーと障害のヘルパーを併用してきたが、認定更新後も総合事業のヘルパーと障害ヘルパーの併用は可能か。	今まで同様に併用可能である。併用の場合は、その必要性を十分に検討すること。
16	総合事業における通所介護及び訪問介護は月定額報酬だが、ショートステイを利用した場合は、日割計算となるのか。	介護予防給付同様、日割計算で良い。
17	事業対象者が、緊急でショートステイを利用したい場合は、どのような手続きが必要か。	新規に介護申請し、暫定利用となる。
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		

介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)に関するQ&A

No.	Q	A
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		
36		
37		
38		

介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)に関するQ&A

No.	Q	A
39		
40		
41		
42		
43		
44		
45		
46		
47		
48		
49		
50		

介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)に関するQ&A

質問者	回答者
吉田	吉田
吉田	吉田
掛川	掛川
掛川	掛川
デイサービスセンターグリーンハイツ	掛川
デイサービスセンターグリーンハイツ/訪問介護グリー	吉田
デイサービスセンターグリーンハイツ	吉田
訪問介護グリーンステーション	掛川
パティオ	掛川
居宅介護事業所なのはな	吉田
掛川	掛川 吉田(訂正)

平成28年1月から総合事業が開始となるが、現在、要支援者は、認定有効期間が切れるまでは、今のサービスは利用継続できるか。また、その場合の利用料金は、それぞれ要支援1・要支援2の料金でよいか？

(介護保険最新情報Vol.484)

介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)に関するQ&A

質問者	回答者
尚久	吉田 掛川
尚久	吉田 掛川
尚久	吉田 掛川
掛川	掛川
天の間園	掛川
掛川	掛川

